

令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県 沖を震源とする地震被災産地施設支援対策 実施要領の制定について

２食産第 6587 号
２生産第 2416 号
２政統第 2587 号
令和３年４月１日
農林水産省食料産業局長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官通知

この度、令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本対策の円滑な実施に御配慮願いたい。

令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震
被災産地施設支援対策実施要領

第１ 趣旨

令和２年１２月以降の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震の影響により、被災地域において共同利用施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、国産農畜産物の安定供給や農業生産の継続、農畜産物の出荷及び卸売市場の取引に大きな影響を及ぼしている。

これらの被災地域における農業生産基盤の回復、産地の体質強化及び卸売市場機能の回復を図るためには、被災地域の共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援する必要がある。

このため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２２１８号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第３の１のただし書による緊急対策として、被災地域における共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援するため、令和２年から３年までの冬期の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第２ 対策の内容

本対策は、令和２年１２月以降の大雪及び令和３年福島県沖を震源とする地震の影響により共同利用施設や卸売市場施設等が被災した地域において行う、以下の１及び２に掲げる取組を支援するものとする。

１ 共同利用施設等の整備

（１）対象施設等

支援対象とする共同利用施設等は以下のアからエまでに掲げるものとし、共同利用施設等の補助対象基準は、要綱別記１のⅡのⅡ－１の第２の５及びⅡ－２の第２の５の規定を準用するものとする。

なお、イの（イ）については、牧場利用の再編成（公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等）の有無を、エの（キ）については、乳業の再編合理化（工場廃棄等）の有無を問わないものとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備

- （ア）ほ場整備
- （イ）園地改良
- （ウ）優良品種系統等への改植・高接
- （エ）暗きょ施工
- （オ）土壌土層改良

イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

- （ア）飼料作物作付条件整備
- （イ）放牧利用条件整備
- （ウ）水田飼料作物作付条件整備

ウ 耕種作物産地基幹施設整備

- （ア）育苗施設
- （イ）乾燥調製施設

- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (エ) 農産物処理加工施設
- (オ) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 農業廃棄物処理施設
- (コ) 生産技術高度化施設
- (サ) 種子種苗生産関連施設
- (シ) 有機物処理・利用施設

エ 畜産物産地基幹施設整備

- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場
- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (エ) 自給飼料関連施設
- (オ) 家畜改良増殖関連施設
- (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
- (キ) 乳業工場（要綱別記 1 のⅡのⅡ－2 の第 1 の 6（1）及び（2）の施設をいう。以下同じ。）

（2）対象とする取組

ア 特定共同利用施設（5 名以上の受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が利用する施設であって、（1）のウ又はエに掲げる施設と同様の機能を有する施設をいう。以下同じ。）が被災した場合の当該特定共同利用施設の補修、修繕等及び再取得並びに特定共同利用施設以外の農業生産施設（パイプハウス等）が被災した場合の新たな共同利用施設等の整備（以下「再整備」という。）

イ アの特定共同利用施設の補修、修繕等及び再取得並びに新たな共同利用施設等の整備に伴う、被災した施設の全部又は一部の解体、撤去及び廃棄並びに当該施設用地の再造成等（以下「解体等」という。）に係る費用について支援するものとする。

この場合、解体等については、当該共同利用施設等の整備に直接必要となる費用のみを支援するものとする。

2 卸売市場施設の整備

卸売市場の施設が被災した場合の整備、解体等について支援するものとし、支援対象とする卸売市場施設及び施設内容は、別表のとおりとする。

この場合、解体等については、当該卸売市場施設の整備に直接必要となる費用のみを支援するものとする。

第 3 事業の実施基準等

- 1 共同利用施設等の整備
別紙 1 のとおりとする。
- 2 卸売市場施設の整備
別紙 2 のとおりとする。

第4 事業の対象となる地域

本対策の対象となる地域は、令和2年12月以降の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震の影響により大きな被害を受け、その機能の一部又は全部が不全となっている農畜産物共同利用施設や卸売市場施設等が存在する地域とする。

第5 上限事業費

整備する施設について上限事業費を設定しない。

第6 附帯事務費

要綱別記1のIの第3の規定を準用するものとする。

第7 成果目標の基準

要綱第3の2の(1)の成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

政策目的	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化	令和2年12月以降の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震により、農業生産に被害を受けた地域における共同利用施設の整備等	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減
食品流通の合理化	令和2年12月以降の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震により被災した卸売市場施設の整備等	令和2年12月以降の大雪及び令和3年福島県沖を震源とする地震により被災した施設の機能復旧による円滑な市場取引の確保

第8 目標年度

要綱第3の2の(2)の成果目標の目標年度は、本対策においては、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、第2の1の(1)のアの(ウ)の取組のうち、果樹については8年以内、茶については7年以内とし、第2の1の(1)のエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)及び(キ)については6年以内とする。

第9 交付金の配分基準

事業実施計画について、以下の表に基づき算定したポイントの高い順に並べ、

予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。

政策目的	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減 （注１）生産量、生産額については、農作物の作付けが困難な農地又は被災前と同じ農作物の作付けが困難な農地がある場合には、被災前の生産量、生産額から当該農地分を控除して評価できるものとする。 （注２）生産額については、他品目への転換がある場合は、転換後の品目の生産額と合計で評価できるものとする。	以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）を１％以上増加 12％以上・・・・・・・・５ポイント 9％以上・・・・・・・・４ポイント 6％以上・・・・・・・・３ポイント 3％以上・・・・・・・・２ポイント 1％以上・・・・・・・・１ポイント ②被災前に比べて農畜産物の生産額を１％以上増加 12％以上・・・・・・・・５ポイント 9％以上・・・・・・・・４ポイント 6％以上・・・・・・・・３ポイント 3％以上・・・・・・・・２ポイント 1％以上・・・・・・・・１ポイント ③被災前に比べて単位当たりの農畜産物の生産コスト、流通コスト又は労働時間を１％以上縮減 12％以上・・・・・・・・５ポイント 9％以上・・・・・・・・４ポイント 6％以上・・・・・・・・３ポイント 3％以上・・・・・・・・２ポイント 1％以上・・・・・・・・１ポイント 上記の①から③までに加え、以下のポイントを加算できるものとする。 被災した施設が特定共同利用施設である ・・・・・・・・５ポイント
食品流通の合理化	被災した施設の機能復旧による円滑な市場取引の確保	被災した施設機能に対して100％復旧 ・・・・・・・・10ポイント

第10 その他

- 1 本対策においては、事業実施主体は、要綱第4の2及び3の協議に当たり、要綱別紙様式1号に代えて、本要領の別紙様式1号を提出するものとする。
- 2 本対策においては、事業実施主体は、要綱第7の3及び第8の3の報告に当たり、要綱別紙様式5号に代えて、本要領の別紙様式2号を提出するものとする。
- 3 本対策において、令和2年12月以降の大雪は令和2年12月14日以降、令和3年福島県沖を震源とする地震は令和3年2月13日以降に着手した第2に掲げる取組を補助対象とすることができる。この場合にあっては、本要領の別紙様式1号の備考欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。

- 4 本対策の実施に当たっては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知（以下「事務取扱」という。））を適用するものとする。

ただし、事業の着手に係る取扱いについては、3によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は適用しないものとする。

- 5 事業実施主体は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30食産第5396号、30生産第2221号、30政統第2195号農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）による費用対効果分析を実施し、投資効率等を充分検討するものとする。

ただし、施設の機能向上を伴わない現状復旧等のために実施する場合は、費用対効果分析の対象外とする。

- 6 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていることを要し、事業実施主体は、成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行し、令和2年12月14日以降の大雪及び令和3年2月13日以降の福島県沖を震源とする地震により被災を受けた事業実施主体が行う取組について適用する。

共同利用施設等整備の実施基準等

1 実施基準

共同利用施設等整備の実施基準は、要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 1 の（3）から（7）（ただし、（7）にあつては、新品、新築又は新設を原則としない。）まで、（10）から（20）まで、（22）及び（27）並びにⅡ－2 の第 2 の 1 の（1）、（4）から（8）まで、（10）から（17）まで、（20）及び（23）に規定するものとする。

また、令和 2 年 12 月以降の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震の影響により被災した特定共同利用施設の補修、修繕及び再取得（附帯施設のための補修、修繕及び再取得を含む。）を実施できるものとする。

これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

その他、下記のとおりとする。

- （1）第 2 の（1）のウの耕種作物産地基幹施設整備の（コ）の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設及びエの畜産物産地基幹施設については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区以外を主たる受益地とすることができるものとする。
- （2）乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設を再整備する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- （3）第 2 の共同利用施設等の整備において、再編合理化を行う場合は、要綱別記 1 のⅡのⅡ－2 の規定を準用するものとする。ただし、交付率、事業の実施基準、採択要件及び上限事業費等、本要領に定めのあるものについては、同規定を準用しない。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- （1）都道府県
- （2）市町村
- （3）農業者の組織する団体（代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
- （4）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- （5）土地改良区
- （6）要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の（2）の消費者団体及び（3）の市場関係者（野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備を行う者とする。）
- （7）事業協同組合連合会及び事業協同組合
- （8）食品事業者（以下のア又はイの場合に限るものとする。）

ア 大豆製品又は茶製品の製造若しくは製造小売を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合

イ 国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合

- (9) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の (5) の中間事業者（国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備を行う者とする。）
- (10) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の (6) の流通業者（果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備を行う者とする。）
- (11) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備を行う者とする。）
- (12) 乳業再編協議会（乳業工場の整備を行う者とする。）
- (13) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数である団体。
- (14) 都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいい、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。）と協議して認める団体。
- (15) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 2 の (8) のコンソーシアム

3 採択要件等

- (1) 受益農業従事者が 5 名以上であること。

受益農業従事者は、原則として被災共同利用施設又は共同利用施設以外の被災生産施設を所有又は利用していた者に限る。

- (2) 2 の (12) の乳業再編協議会（以下「協議会」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

ア 都道府県、農業関係機関、生産者団体、本事業に参加する乳業者、流通業者等により構成されていること。なお、都道府県、生産者団体及び本事業に参加する乳業者は必須の構成員とする。

イ 事務手続を適正かつ効果的に行うため、協議会の代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 乳業工場を整備する場合の補助対象は、要綱別記 1 のⅡのⅡ－2 の第 2 の 5 の (3) のアの (イ) に掲げるもの。
- (4) 第 7 に定める成果目標を満たしていること。
- (5) 要綱別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の (6) に定める面積要件等を満たしていること。
- (6) 総事業費に関する要件は設定しない。

4 交付率

交付率は、 $1/2$ 以内とする。

ただし、助成対象施設が園芸施設共済の加入対象施設である場合の国の交付額は、災害対策での助成は園芸施設共済の支払共済金が基本であることから、以下のとおりとする。

ア 再整備

(ア) ～ (ウ) のいずれか低い額を国庫補助費の上限とする。

(ア) 助成対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象経費に $1/2$ を乗じて得た額から、園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の被災に係る支払共済金に $1/2$ を乗じて得た額を差し引いて得た額

(イ) 助成対象施設が園芸施設共済に加入していない場合には、当該助成対象施設ごとに助成対象経費に $1/2$ を乗じて得た額から、助成対象経費に助成対象施設の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 655 号）別表 1 の時価現有率をいう。）並びに $4/10$ （園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に $1/2$ を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

(ウ) 助成対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の被災に係る支払共済金並びに地方の支援措置を控除して得た額

イ 解体等

(ア) ～ (ウ) のいずれか低い額を国庫補助費の上限とする。

(ア) 助成の対象となる解体等施設ごとに助成対象となる事業に要する経費に $1/2$ を乗じて得た額

(イ) 助成の対象となる解体等施設が園芸施設共済に加入している場合には、

(ア) の助成金の額から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金に $1/2$ を乗じて得た額を控除して得た額

(ウ) 助成対象経費から園芸施設共済のうち特定園芸施設撤去費用に係る支払共済金並びに地方の支援措置を控除して得た額

卸売市場施設整備の実施基準等

1 実施基準

卸売市場施設整備は、令和 2 年 12 月以降の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震により被災した卸売市場施設の機能復旧を目的とし、かつ、市場機能が被災前に比べおおむね同程度以上に回復することが見込まれる場合に行うことができるものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 令和 2 年 12 月以降の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震により被災した卸売市場の開設者である地方公共団体又は法人
- (2) 令和 2 年 12 月以降の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震により被災した卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 令和 2 年 12 月以降の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震により被災した卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者

3 採択要件

本対策は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 明らかに設計の不備又は工事の施工の疎漏に起因して生じたものと認められる災害に関わるものに該当しないこと。
- (2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に関わるものに該当しないこと。

4 交付率

交付率は、事業費の 1 / 3 以内とする。

ただし、令和 2 年 12 月以降の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震により被災した地域の中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号。以下「市場法」という。）第 4 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場）及び地方卸売市場（市場法第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた卸売市場をいう。）における卸売場施設及び仲卸売場施設に係る整備の場合にあっては、1 / 2 以内とする。

5 交付対象施設及び施設内容

交付対象施設及び施設内容は別表のとおりとする。

別表

交付対象施設及び施設内容は、以下のものとする。

交 付 対 象 施 設	施 設 内 容
(1) 売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
(2) 貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
(3) 駐車施設	駐車場
(4) 構内舗装	売場施設等(※)の舗装
(5) 搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
(6) 衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
(7) 食肉関連施設	要綱別記1のⅢのⅢ－1の第3の2の(6)に定める施設であつてと畜場法第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可した施設に係るもの
(8) 情報処理施設	せり機械施設及び入荷量等表示設備
(9) 市場管理センター	管理事務、業者事務に資する施設
(10) 防災施設	防災機能に資するための施設
(11) 加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
(12) 総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
(13) 附帯施設	売場施設等(※)の電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備
(14) 上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であつて、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設及び設備

(※) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設

要領別紙様式 1 号（令和 2 年から 3 年までの冬期の大雪及び令和 3 年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策）
都道府県事業実施計画

1. 集計表

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	対象作物・畜種等名又は卸売市場名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了 年月日	備考
							交付金	都道府県費 市町村費	その他		
1											
2											
3											
4											
5											

- (注) 1 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 2 「対象作物・畜種等名」の欄については、対象となる具体的な作物・畜種等名又は卸売市場名を記入することとし、複数作物を対象とする場合にあっては併記すること。
- 3 「事業内容」の欄については、第 2 の（1）又は（2）に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 4 助成対象施設の園芸施設共済の加入の有無を確認し、助成対象施設が園芸施設共済に加入している場合には、備考欄に「園芸施設共済加入」と記入すること。
- 5 助成対象施設が園芸施設共済に加入しており、事業実施計画提出時に共済金が支払われている場合は、助成対象者から共済金の受領額が分かる書類（農業共済組合等が発行する共済金支払通知書の写し等支払共済金の内訳がわかるもの）を提出させ、添付すること。
- なお、助成対象施設が園芸施設共済の共済金支払の対象であって、事業実施計画提出時に共済金を受領していない場合は、農業共済組合等に共済金の支払時期等を確認し、確実に共済金の額を把握すること。

2. 成果目標

(都道府県名：)

番号	市町村名	事業実施 主体名	対象作物・畜種等名 又は卸売市場名	達成すべき成果目標の具体的な内容						地域提案及び 特認団体
				選択した 基準	成果目標の内容					
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	
1					(令和〇年)	(令和〇年)				
2										
3										
4										
5										

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
- 2 「選択した基準」の欄には第8の交付金の配分基準のポイントの欄の①から③までのいずれかを記入するものとし、卸売市場施設整備の場合は「－」とする。
- 3 「目標値」の欄は、第9の交付金の配分基準に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
- 4 「目標数値の考え方」の欄は、目標数値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
- 5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

特定共同利用施設加算の根拠となる被災した施設の状況

番号	被災した施設の状況

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
- 2 特定共同利用施設加算を行った根拠となる被災した施設、その施設の被災状況等について記載すること。

3. 事業費の内訳

(〇〇県 令和〇年度)

(目) 農業・食品産業強化対策整備交付金

(単位：円)

新規事業			都道府県附帯事務費		総計	
件数	事業費	交付金		交付金		交付金

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金		(都道府県名：)		
区	分	金額 (千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
	小計			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
	小計			
役務費	通信運搬費			
使用料及び賃借料				
備品購入費				
市町村附帯事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

(〇〇県 令和〇年度)

市町村名	事業実施 主体名	対象作物・ 畜種等名又は卸売市場 名	成果目標の 具体的な内 容	事業実施後の状況						成果目標の 具体的な実 績	事業内容 (工種、施 設区分、構 造、規格、 能力等)	事業費 (円)	負担区分（円）				完了 年月 日	事業実施主 体の評価	都道府県の 評価	備考
				計画時 (令和△ 年)	1 年後 (令和□ 年)	2 年後 (令和◇ 年)	3 年後 (令和○ 年)	目標値 (令和○ 年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他				

都道府県平均達成率	〇%	総合 所見	・・・・・・・・
-----------	----	----------	----------

- (注) 1 別紙様式 1 号の 1 に準じて作成すること。
- 2 要領第 7 のただし書きの場合にあつては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
- 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
- 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
- 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
- 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標ごとの達成率の平均値とすること。